

TTC スペクトル管理SWG寄書

日付：2004年11月19日

提出元：ソフトバンクBB株式会社、アッカネットワークス株式会社

題名：導入判定基準値（仮称）の検討内容の明確化について

はじめに

保護判定基準値見直し（導入判定基準値の導入案）にあたり事業者間アドホック会合が行われた。本寄書は前会合の内容を踏まえ、NTT東日本殿寄書SMS-Ad-NTTE-01の質問事項の内容に対して検討内容を明確化したものである。

導入判定基準の目的および定量的効果。**1-1 導入判定基準導入の目的**

ここ数年来の総務省の予測を遥かに超えるADSLユーザの急激な増加により、ユーザの利用環境が大きく変化した。導入判定基準の導入の目的は、既存DSLシステムに対し、支配的な与干渉源であるTCM-ISDNと同等の与干渉源となるシステムの導入を防ぐ事により、既存DSL利用者の環境の維持することである。（TCM-ISDNからの影響を受けていないシステムが新システムの影響により著しく性能が劣化することを事前に防ぐ）

1-2 定量的効果

現在のDSL利用者の利用環境が新たにスペクトル適合性を評価する伝送方式の漏洩による影響がない。

（現状維持 すなわち新システム導入による漏洩による速度低下及び回線不安定等の影響 = 0）

導入判定基準と保護判定基準の扱い。**2-1 導入判定基準の定義**

JJ100.01 第3版以降に適合性確認を行う新方式のシステムに対し評価を行う基準値。

2-2 保護判定基準の定義

代表されるクラスA相互間の干渉計算により、他の伝送システムから受ける漏洩による許容限界（最低伝送速度）を示す基準値。

2-3 導入判定基準の定義と保護判定基準の2基準の適用方法

導入判定基準：JJ100.01 第 3 版以降に適合性確認を行う新方式のシステムに適用
保護判定基準：JJ100.01 第 3 版以前に適合性確認が行われた方式のシステムに適用

2-4 従来（JJ100.01 第 2 版）のスペクトル管理との差異

JJ100.01 第 3 版以前に適合性確認が行われた方式の計算結果は、第 2 版を踏襲する。

2-5 導入判定基準は、技術的標準か？DSL 業界の目標値なのか？

項にて技術標準（JJ100.01 第 3 版に盛り込む）場合とDSL業界の目標値（DSL業界の企業間の紳士協定等）とした場合の導入判定基準値の設定方法を示す。

導入判定基準値の設定方法

技術標準（JJ100.01 第 3 版に盛り込む）場合とDSL業界の目標値（DSL業界の企業間の紳士協定等）とした場合の導入判定基準値の設定方法を示す。

3-1 共通項目

導入判定基準値の計算条件はJJ100.01 第 2 版と同等とし、導入判定基準に関する上り下りの扱いは、第 2 版と同等とする。

【計算条件】

（干渉減）収容制限なしの場合：カット内 1 回線

収容制限ありの場合：隣接カット内 1 回線

（多重漏話減衰量）総和の累積 99% 値

（ビット数）8 ビット

（コーディングゲイン）3

（S/N マージン）下り 6、上り 4

（計算式）JJ100.01 第 2 版の計算式

3-2 技術標準（JJ100.01 第 3 版に盛り込む）とした場合の設定方法

TCM - ISDN を除くクラス A 代表システム相互の干渉を基にする。（計算結果はスペクトル管理 SWG に提出済み）

緩和値は設けない。

暫定運用システムは第 2 版での計算結果の利用制限内で使用（利用制限は担保）

3-3 DSL業界の目標値（DSL業界の企業間の紳士協定等）としての設定方法

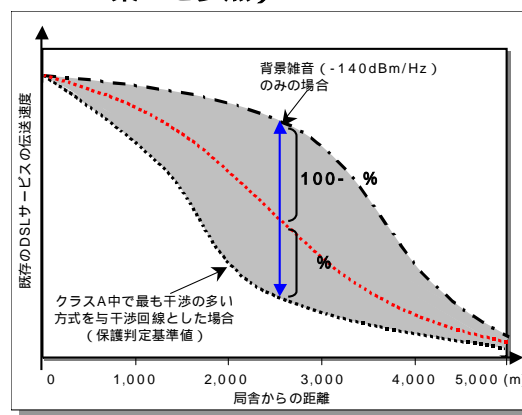
TCM - ISDN を含むクラス A 代表システム相互の干渉を基にし、緩和値を設ける。（緩和値はプラス値）

緩和値の設定方法

暫定運用の距離制限（第2版の計算により4Mbpsをクリアする限界線路長 500m）をクリアするようにマイナス又は、プラス率を設定し最も下方に位置する伝送速度計算値を導入判定基準値とする。

具体的には、保護判定基準とADSLの背景雑音（-140dBm/Hz）のみの場合との伝送速度計算結果の差分を一定の割合（%）で、保護判定基準に加えて設定を行う。

（SMS-18-09 NTTE-01r1 案 を参照）



案

暫定運用システムは導入判定基準値計の利用制限内で使用（利用制限は担保）

3 項 3-2 が合意された場合の JJ100.01 第 3 版への具体的記載方法

以下に 3 項 3-2 が合意された場合の JJ100.01 第 3 版への具体的記載手法を示す。

4-1 2P 2、改版の履歴に内容に導入判定基準値の導入の旨を記載。

4-2 2 章に導入判定基準値の用語の定義

4-3 標準の目的に導入判定基準値の目的を定義

4-5 5 章 5.2 に導入判定基準導入後のスペクトル適合性の確認手法を盛り込む

4-6 6 章 導入判定基準導入後のスペクトル適合性の判断基準及び検討手順を盛り込む

4-7 スペクトル適合性確認結果報告書に記載する A 章のスペクトル適合性確認を実施したシステムの表 A については、利用制限の欄に保護判定基準値の限界線路長を示し、注記の欄に導入判定基準値の線路長制限を記載

以上

湯浅 重数 菊池弘人